

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年3月23日（平成29年（行個）諮問第54号）

答申日：平成29年5月17日（平成29年度（行個）答申第25号）

事件名：本人が特定刑事施設収容中に購入した物品記録等の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本件請求者本人が特定刑事施設収容中（特定年月A～特定年月B）に購入した物品記録及び受発記録（差入れ，宅下げを含む）（後日交付記録を含む）ならびに，入所・退所時の領置物品記録」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成29年1月31日付け福管総発第17号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 法45条1項の規定を不開示の理由としているが，本件は個人情報あるいは財産を行政庁の許可を得て受発したものであり不開示とする規定の範囲外である。

イ 入所時又は在所中に物品の領置，受発において不交付又は紛失を否定できない重要且つ信頼回復を求めるに足りる事実が確認されており法の規定適用は越権的判断である。

ウ 信頼を回復するに足りる物品とは刑事訴訟法435条1号の要件を満たす書類を含んでいる。

エ 有形，無形を問わず社会生活に有利な環境を得るに足りる情報又は差出人へ返却が義務付けられており，それらの確認をも目的の一つとする本件に法45条1項の規定適用は審査請求人に違法手続を社会信頼の回復を阻害するものである。

（2）意見書

ア 諮問庁理由説明書2の②刑事施設の検閲許可の下，受発するもので

あり、以降、説明は刑の執行を終了した意見人に対する非開示理由は法が保証する権利と義務を否定する越権的、さらには権力的措置である。

イ 更に刑の執行を終了し一般人の立場を有する意見人への差別措置である。

ウ 意見人は収容時から刑事訴訟法435条1号、2号で求める物品を所持していることを施設職員へ訴え、それを証明する客観的且つ、状況、証拠収集に余暇時間は集中し、相当の費用を負担し施設へも再三、再四、領置物品の確認を求め、施設が定める規則に従い、願箋を提出する等、していたが多忙であることと理由で不許可処分とされていた。其処で、刑事訴訟法435条1号、2号で求める物品が領置されていることを否定する合理的理由が存在しないことから刑事訴訟法435条の手続は一般人の身分を得てからと娘に打ち明け社会への謝罪と更生そして新たな社会生活構築を目標とする受刑生活に集中した。

エ その後も交付されるべき差し入れ物品が交付されない、許可を得て発信した手紙が相手に届かない、交付されるべき公的資料が交付されない、不利益な処遇の強制といった事例が続発し、財産調整又は信頼性の回復に相当な被害を被り目標とする社会に大きな障害となったことは否定できない。

オ 受刑中であろうと財産を保全し社会的信頼の回復の求めは法の範囲内で許されるべきであり本件に法45条1項の規定適用は不当で刑を終了し一般人を差別するものであるとの主張を意見とする。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件開示請求は、「本件請求者本人が特定刑事施設収容中（特定年月～特定年月）に購入した物品記録及び受発記録（差し入れ、宅下げを含む）（後日交付記録を含む）ならびに、入所・退所時の領置物品記録」の開示を求めているものである。
- 2 法45条1項の規定において、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報、開示請求手続等の適用除外とされている。当該規定の趣旨は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、個人の前科等が明らかになるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、開示請求手続の適用除外とされたものである。

本件開示請求書に記載されている①購入した物品とは、刑事施設において使用が許される自弁の物品のことを指し、②受発とは、被収容者が他の者との間で信書を発受することを指し、③差し入れとは、被収容者に交付す

るため当該被収容者以外の者が刑事施設に現金及び物品を持参し、又は送付することを指し、④宅下げとは、被収容者が、刑事施設に領置されている金品等について、他の者（当該刑事施設に収容されている者を除く。）に交付することを指し、⑤領置物品とは、被収容者が収容される際に所持する等していた物品について、刑事施設の長が領置したもののことを指すことから、本件対象保有個人情報、いずれも特定の個人が刑事施設に収容されていることを前提として作成されるものであり、これを開示することによって、特定の個人が受刑者等の立場で刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかになるものであるため、刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報に該当するものと認められる。

- 3 したがって、処分庁が、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているとして不開示とした決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年3月23日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月12日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同月24日 | 審議 |
| ⑤ 同年5月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本件請求者本人が特定刑事施設収容中（特定年月A～特定年月B）に購入した物品記録及び受発記録（差入れ、宅下げを含む）（後日交付記録を含む）ならびに、入所・退所時の領置物品記録」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定に該当し、開示請求等の規定は適用されないとして、これを不開示とする原処分をし、諮問庁もこれを妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 適用除外について

（1）適用除外の趣旨

法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法の第4章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社

会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

(2) 本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について

諮問庁は、本件対象保有個人情報は、特定個人が刑事施設に收容されている、又は收容されたことがあることを前提として作成されるものであり、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報に該当することから、法45条1項により法の第4章の規定の適用が除外されている旨説明するので、以下、本件対象保有個人情報の同項該当性について検討する。

本件対象保有個人情報は、上記第3の2で諮問庁が説明するとおり、特定刑事施設收容中に、特定個人が、①刑事施設において使用が許可された自弁の物品に関する記録、②他の者との間で発受した信書に関する記録、③被收容者に交付するため当該被收容者以外の者が刑事施設に持参、又は送付した現金及び物品に関する記録、④他の者（当該刑事施設に收容されている者を除く。）に刑事施設に領置されている金品等を交付した記録及び⑤被收容者が收容される際に所持するなどしていた物品について、刑事施設の長が領置したものに關する記録にそれぞれ記録された保有個人情報であって、特定個人が刑事施設に收容されている、又は收容されていたことを前提として作成されるものであると認められ、したがって、これらを開示すると、特定個人が刑事施設に收容されている、又は收容されていたことが明らかとなり、受刑者等の社会復帰上又は更生保護上問題になるといえる。

そうすると、本件対象保有個人情報は、法45条1項により法の第4章の規定の適用除外とされる刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法45条1項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史